

千葉県報

定例
平成30年11月26日

主要目次

告示	1
国定公園の公園事業の決定	1
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定	1
土地改良区定款の変更認可	1
保安林の指定の解除	1
土地区画整理法に基づく建築物等の移転又は除却の通知及び照会の送付に代わる告示	1
選挙管理委員会告示	2
地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な選挙人の数	2
公告	3
土地改良区役員の退任及び就任	3
都市計画ごみ焼却場の関係図書の縦覧	3
都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧	3
水道局公告	4
給水装置工事の指定給水装置工事事業者の指定	4
給水装置工事の指定給水装置工事事業者の事業の廃止	5

告示

告示

千葉県告示第四百八十九号

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第九条第二項の規定により、南房総国定公園に関する公園事業を次のとおり決定した。

その関係図書は、千葉県環境生活部自然保護課において縦覧に供する。

平成三十年十一月二十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

事業の名称	事業の種類	事業の位置	決定年月日
勝浦シーサイドパークリゾート	宿舎	勝浦市（行川）	平成三十年十一月二十 六日

千葉県告示第四百九十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七

第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成三十年十一月二十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

指定番号	指定する区域	埋立地の区分
一一七	南房総市白浜町滝口字門越三、二二二番、三、二二三番一、三、二二三番二、三、二二三番一、三、二三四番二、三、二三六番から三、二四四番まで、三、二四七番、三、二四八番、三、二九六番から三、三一〇番まで、三、三三三番から三、三三七番まで、三、三四八番一、三、三四八番二及び三、三四九番の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地

千葉県告示第四百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、国府土地改良区の定款の変更を平成三十年十一月十三日付けで認可した。

平成三十年十一月二十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第四百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次の保安林の指定を解除する。

平成三十年十一月二十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 解除に係る保安林の所在場所
長生郡一宮町東浪見字川間新田下六九六〇番一、六九六〇番一六、字釣ヶ崎下六九六一番七
- 保安林として指定された目的
飛砂の防備、潮害の防備及び公衆の保健
- 解除の理由
県立公園事業用地とするため

千葉県告示第四百九十三号

次の表の上欄に掲げる者に対する柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第七十七条第二項の規定による建築物等の移転又は除却の通知及び照会については、送付を受けるべき者が受領を拒

んだので、同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付に代えて通知及び照会の内容を次のとおり告示する。

平成三十年十一月二十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

書類の送付を受けるべき者	氏名	住所	通知及び照会の内容
	中村孝之	柏市小青田二丁目三番地八	一 建築物等の所在 柏市若柴字馬具山三〇〇番一七 二 土地所有者 中村孝之 三 建築物等の構造及び数量 建築物その他の工作物又は竹木土石等一式 四 移転又は除却の期限 平成三十年十二月十五日 五 照会の内容 三の建築物等を四の期限までに自ら移転し、又は除却する意思の有無

注 当該通知及び照会は、柏市若柴三五四番及び十余二 四〇四番四六に掲示する。

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項（条例の制定又は改廃の請求）及び第七十五条第一項（監査の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の五分の一の数、同法第七十六条第一項（議会の解散の請求）、第八十一条第一項（長の解職の請求）及び第八十六条第一項（副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項（教育委員会長の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項（議員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、それぞれ次のとおりである。

平成三十年十一月二十六日

千葉県選挙管理委員会委員長 長谷川 康 博

- 一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五分の一の数 一〇四、九二一人
- 二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 七五五、七五五人

三 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超えない場合における選挙権を有する者の三分の一の数

印旛郡選挙区	一二、〇〇九人
長生郡選挙区	一七、五九七人
山武郡選挙区	一三、六五一人
香取郡選挙区	一〇、〇七七人
千葉市中央区選挙区	五七、三四九人
千葉市花見川区選挙区	四九、六一四人
千葉市稲毛区選挙区	四三、六九八人
千葉市若葉区選挙区	四一、九三四人
千葉市緑区選挙区	三四、九〇二人
千葉市美浜区選挙区	三九、七五二人
銚子市選挙区	一七、八四七人
館山市選挙区	一三、五一七人
木更津市選挙区	三七、二四一人
野田市選挙区	四三、一一八人
茂原市選挙区	二五、六八八人
成田市選挙区	三五、六六一人
佐倉市選挙区	四九、五七一人
東金市選挙区	一六、五五一人
旭市選挙区	一八、四三三人
習志野市選挙区	四七、四三五人
柏市選挙区	一一五、三二〇人
勝浦市・夷隅郡選挙区	一〇、三五五人
市原市選挙区	七七、五六二人
流山市選挙区	五一、〇八二人
八千代市選挙区	五三、七九九人
我孫子市選挙区	三七、一九二人
鴨川市選挙区	九、五八一人
鎌ヶ谷市選挙区	三〇、七七九人
君津市選挙区	二四、三四二人
富津市選挙区	一三、一八四人

浦安市選挙区	四五、九六七人
四街道市選挙区	二五、五九七人
袖ヶ浦市選挙区	一七、四八三人
八街市選挙区	一九、九一七人
印西市選挙区	二六、七五七人
白井市選挙区	一七、一三五五人
富里市選挙区	一三、七四七人
南房総市・安房郡選挙区	一三、七四四人
匝瑳市選挙区	一〇、五二八人
香取市選挙区	二二、三〇九人
山武市選挙区	一五、〇五三人
いすみ市選挙区	一一、一七七人
大網白里市選挙区	一四、一七一人
四 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超え八十万以下の場合におけるその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数	
市川市選挙区	一三三、八五五人
船橋市選挙区	一五四、〇〇九人
松戸市選挙区	一三五、二七二人

公 告

土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、千倉町の金沢土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。
 平成三十年十一月二十六日

一 退任理事
 南房総市千倉町北朝夷二、二七九番地 高田 義雄
 " 千倉町瀬戸二、四三四番地 石井 吉夫
 " 千倉町牧田一九五番地 平川 利昭
 " 千倉町北朝夷一、〇一二番地三 栗原 富男
 " 二、二三一番地 鈴木 和義
 " 千倉町牧田一七〇番地 平川 幸男
 " 一三〇番地一 栗原 幸男
 " 千倉町瀬戸一、四〇九番地 小畑 昇
 " 二、〇一一番地一 伊藤 満

千葉県知事 鈴木 栄治

浦安市選挙区	二、二四七番地一	井上 実
二 退任監事		
南房総市千倉町瀬戸一、二二九番地三	川名 薫	
" 千倉町北朝夷二、三二一番地一	高木 徳道	
" 千倉町瀬戸一、〇八八番地	山口 美芳	
三 就任理事		
南房総市千倉町瀬戸二、四三四番地	石井 吉夫	
" 二、〇一一番地一	伊藤 満	
" 千倉町牧田一九五番地	平川 利昭	
" 一七〇番地	平川 幸男	
" 一三〇番地一	栗原 操	
" 千倉町瀬戸一、三三一番地	嶋田 守	
" 一、一三三番地	和田 明夫	
" 一、六八二番地一	波々壁 和徳	
" 二、二四七番地一	井上 和実	
四 就任監事		
南房総市千倉町北朝夷二、二七九番地	高田 義雄	
" 七四一番地	相川 英一	
" 二、二七七番地	鈴木 信義	

都市計画ごみ焼却場の関係図書の縦覧
 平成三十年十一月二十六日四街道市の変更に係る四街道都市計画ごみ焼却場の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
 平成三十年十一月二十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧
 平成三十年十一月二十六日四街道市の変更に係る四街道都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。
 平成三十年十一月二十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

水道局公告

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の指定
 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第十六条の二第一項の規定により、次の者を
 指定給水装置工事業者に指定した。
 平成三十年十一月二十六日

千葉県水道局長 岡本 和貴

九号	第二〇五	株式会社 和工務店	千葉市中 中央区村田 町一、一 八九番地	糸日谷和之	株式会社 和工務店	千葉市中 中央区村田 町一、一 八九番地 グラン	平成三十年 六月二十日
八号	第二〇五	有限会社 ミカサ ラミング	船橋市夏 見三丁目 二二番一 五号	鈴木朗	有限会社 ミカサ ラミング 事業所	白井市富 士一二六 番地の一 五	〃
七号	第二〇五	創心管工	船橋市習 志野台四 丁目七三 番七六号	森川拓己	創心管工	船橋市習 志野台四 丁目七三 番七六号	〃
六号	第二〇五	株式会社 ネクスト イノベ ション	東京都中 央区銀座 三丁目一 三番四号 真光ビル 四F B	平井康宗	株式会社 ネクスト イノベ ション	東京都中 央区銀座 三丁目一 三番四号 真光ビル 四F B	〃
五号	第二〇五	植草設備	市原市山 田橋三丁 目一番地 五〇	植草公昭	植草設備	市原市山 田橋三丁 目一番地 五〇	平成三十年 五月二十三 日

第二〇六	〇号	株式会社 岡野水道 設備	埼玉県久 喜市太田 袋六二八 番地	岡野京生	株式会社 岡野水道 設備本店	埼玉県久 喜市太田 袋六二八 番地	〃
第二〇六	一号	株式会社 ダイマツ	成田市西 三里塚一 番七四 ルーミー 成田四七 号館二〇 三号室	堀越隆	株式会社 ダイマツ 本社	成田市西 三里塚一 番七四 ルーミー 成田四七 号館二〇 三号室	〃
第二〇六	二号	株式会社 KOYU 設備	柏市根戸 四七一番 地七九	西川功一	株式会社 KOYU 設備	柏市根戸 四七一番 地七九	〃
第二〇六	三号	株式会社 ウオシュ マン	鎌ヶ谷市 鎌ヶ谷九 丁目一四 番三八号	高田洋志	株式会社 ウオシュ マン	鎌ヶ谷市 鎌ヶ谷九 丁目一四 番三八号	〃
第二〇六	四号	誠水社	松戸市上 本郷二、 二八五番 地の一セ レナハイ ム北松戸 一〇四 号	佐藤智裕	誠水社	松戸市上 本郷二、 二八五番 地の一セ レナハイ ム北松戸 一〇四 号	〃
第二〇六	五号	有限会社 さいとう 設備	市川市曾 谷五丁目 九番二号	斎藤洋	有限会社 さいとう 設備	市川市曾 谷五丁目 九番二号	〃
第二〇六	六号	株式会社 クラシア ン	神奈川県 横浜市港 北区新横 浜一丁目	鈴木一也	株式会社 クラシア ン船橋支 社	神奈川県 横浜市丸 山四丁目 四六番六 号	〃

第七〇三 号	第一六六 二 号	第八七二 号
関東建設 株式会 社	株式会 社 三 鈴 工 業	有 限 会 社 普 賢 建 設 工 業
二 茂 原 市 茂 原 六 九 九 番 地	二 白 井 市 富 士 一 二 二 番 地 の 四	二 松 戸 市 八 ヶ 崎 五 丁 目 九 番 地 二 九
岩 瀬 喜 三 夫	鈴 木 光 洋	古 澤 五 男
関 東 建 設 株 式 会 社	株 式 会 社 三 鈴 工 業	有 限 会 社 普 賢 建 設 工 業
二 茂 原 市 茂 原 六 九 九 番 地	二 白 井 市 富 士 一 二 二 番 地 の 四	二 松 戸 市 八 ヶ 崎 五 丁 目 九 番 地 二 九
〃	平 成 三 十 年 五 月 十 五 日	平 成 三 十 年 六 月 一 日

購読料 月ぎめ 一部一箇月、三〇〇円(送料を含む。)

本号 一部 一二円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

定期購読申込先 一部売り申込先

千葉県

〇四三(二二三)二一五二
〇四三(二二三)二六五八